

広島文教女子大学授業料等徴収規程

(定 義)

第1条 広島文教女子大学の授業料等の納付に関しては、広島文教女子大学学則（以下「学則」という。）第9章各条に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(納付期限)

第2条 授業料等の納付期限は、次のとおりとする。

- (1) 前期 4月30日
後期 10月31日
- (2) 延納を許可された者
許可された納付期限まで
- (3) 分納を許可された者
許可された納付期限まで
- (4) 休学を許可された者
許可された納付期限まで

(督促及び滞納処分)

第3条 授業料等の滞納に対する督促は、次による。

- (1) 無届けのまま所定の期日を経過しても納付しないときは、保護者に文書にて通知する。
 - (2) 第2条第1号の納付期限を1か月経過しても納付しないときは、更に文書（第1号様式）により保護者に督促する。
 - (3) 第2条第1号の納付期限を2か月経過しても納付しないときは、更に文書（第2号様式）により保護者に督促する。
- 2 第2条第1号の納付期限を3か月経過しても納付しないときは、学則第40条第2号の規定により除籍される。

(授業料等免除)

第4条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料等を免除することができる。

- (1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料等の全額
 - (2) 授業料等未納のため除籍した場合は、未納の授業料等の全額
- 2 休学を許可した場合は、在籍料を除き授業料等を免除する。

(授業料等の延納又は分納)

第5条 特別の事情があると認められる場合は、授業料等の延納又は分納を許可することができる。

- 2 延納の許可を受けようとする者は、第2条第1号の納付期限までに授業料等延納願（第3号様式）を学長に提出し、その許可（第4号様式）を受けなければならない。
- 3 分納の許可を受けようとする者は、第2条第1号の納付期限までに授業料等分納願（第

5号様式)を学長に提出し、その許可(第6号様式)を受けなければならない。
4 延納又は分納の許可を受けた者が各学期末日を経過してもなお納付しない場合、並びに卒業学年の者による延納又は分納の手続きについては、別に定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

(第1号様式)

			平成 年 月 日
広島文教女子大学	学部	学科	
年度入学 学生名			(学生番号)
保護者名	様		
			広島文教女子大学 経 理 課
授業料等納入について(督促)			
_____ 円			
年度 期分 授業料等			
納付期限 平成 年 月 日			
上記授業料等が未納のため、 年 月 日付で督促通知を保護者宛てに送付しましたが、 年 月 日現在で入金の確認ができませんので、至急納付してください。			
なお、この督促状と前後してお振込みいただいた場合、何卒ご了承ください。			

(第2号様式)

			平成	年	月	日
広島文教女子大学	学部	学科				
年度入学	学生名	(学生番号)			
保護者名	様		広島文教女子大学			
			経 理 課			
授業料等納入について (督促)						
						円
年度 期分 授業料等						
納付期限 平成 年 月 日						
年 月 日付けをもって保護者宛てに督促しましたが、なお未納につき至急納付されますように重ねて督促します。						
なお、上記納付期限までに納付されないときは、本学則第40条の規定により除籍されますので、念のため申し添えます。						

(第3号様式)

授 業 料 等 延 納 願				年	月	日
広島文教女子大学長 殿						
			学部	学科	年度入学	
			学生番号			
			学生名 (印)			
			保護者名 (印)			
下記の事情によって授業料等の納付が困難であるため、年度(前・後)期分授業料等の延納を許可して下さるようお願いします。						
記						
延納期日 年 月 日						
授業料等分納の許可を受けなければならない事情						

(第4号様式)

延 納 許 可 書			
広島文教女子大学	学部	学科	
年度入学			
学生番号			
学生名			
年	月	日付願出のあった	年度 期分授業料等延納許可願
について下記のとおり許可する。			
記			
年度	期授業料等延納		
年	月	日まで	
年	月	日	
広島文教女子大学長			公印

(第5号様式)

授 業 料 等 分 納 願			
			年 月 日
広島文教女子大学長 殿			
学部	学科	年度入学	
学生番号			
学生名			㊞
保護者名			㊞
下記の事情によって授業料等の納付が困難であるため、年度（前・後）			
期分授業料等の分納を許可して下さるようお願いします。			
記			
授業料等分納の許可を受けなければならない事情			
納付期日			
年	月	日	円
年	月	日	円
年	月	日	円
年	月	日	円

(第6号様式)

分納許可書

広島文教女子大学 学部 学科
年度入学

学生番号

学生名

年 月 日付願出のあった 年度 期分授業料等分納許可願
について下記のとおり許可する。

記

年度 期授業料等分納

自 年 月 日

至 年 月 日

年 月 日

広島文教女子大学長

公印